

第34回 京都市人権文化推進懇話会

日 時：令和3年3月24日（水）午後2時00分～午後4時00分
場 所：京都市消費生活総合センター 研修室

1 議題

(1)「京都市人権文化推進計画」令和3年度事業計画について

○岡田課長（共生社会推進室）

資料1に基づき、説明

○薬師寺座長

ただいまの事務局からの説明につきまして、何か御質問、御意見等がございませんでしょうか。

私からは、例えば6ページ「高齢者の人権尊重と支え合う健康長寿のまちづくり」につきまして、認知症のスタッフとしてコーディネーター、サポーターの充実が述べられています。

通常であれば、このようにサポーターの役割を果たせると思いますが、今年も続いている新型コロナの影響で、身内の方でも施設にアクセスできないという状況も起こっていると聞いています。

また、予防接種なども今後予定されていますが、密を避けるように努めていても、そうはいかない場合もあります。

コロナ禍において、こういう点が非常に困難であるとか、あるいは、こういった工夫が必要になってきているということは、事業計画に盛り込まれているのでしょうか。当然、予算措置も必要になるかと思いますが、そこも含めてお話いただければと思います。

○岡田課長（共生社会推進室）

例えば、LGBT等性的少数者の方の生きづらさの解消のため、当事者の居場所づくりとして、「LGBT等コミュニティスペース」を、令和2年度に2回試行的に実施しました。第1回目は、オンラインで開催し、13名の方に参加いただきました。第2回目は、参加人数の制限、ソーシャルディスタンスの確保等の対策を講じたうえで、対面で実施し、11名の方に参加いただきました。コロナ禍においても、こういった工夫をしながら継続して事業を実施していく必要があると考えています。

○薬師寺座長

ありがとうございます。コロナ禍により、色々と工夫する中で、従来ではできなかった新たな取組もあるのではないのでしょうか。その中でも良い取組は継続していくといいと思います。逆に、どうしてもできないこと、実施に当たって障壁になっている部分を、できるだけ少なくすることを考えていかなければならないと思います。

○藤木委員

私どもは社会福祉事業団として、様々な福祉事業を行っていますが、去年はほとんどが中止になり、見直さざるを得ませんでした。新年度の事業を考える時の一番のポイントは、できなかった事業をどのように実施するかということでした。今回、新年度事業計画を見て、具体的な実施方法は、それぞれの事業ごとに考えがあると思いますが、全体的な方針のようなものを盛り込んでいただけたらと思います。

また、コロナ禍において、オンラインでのコミュニケーションが非常に有効であるというのはこの1年で分かりました。一方で、福祉施設等においてオンラインの環境が脆弱であることや、障害のある方等はそういった技術の利用へのハードルが高く、困難に直面していることも分かりました。

相談や何かの集いなどの事業をするにしても、今や欠かせないものとなっており、デジタル・ディバイドの解消に向けた教育や環境の整備等の施策が必要ではないかと考えます。

○山村室長（共生社会推進室）

コロナ禍における課題については、令和2年度 of 取組実績を報告させていただく懇話会を、7月に開く予定であり、その時に、1年の振り返りの中で、どのような課題があったか、それをどのようにクリアしていったのか、あるいは今後どのようにクリアしていくかを確認し、お示しさせていただきます。

また、デジタル・ディバイドについても、重要な御指摘をいただきました。各局等で事業を実施していく中で、どういった課題に直面し、それをどうクリアしたかということも、改めて御報告をさせていただきます。

○前田委員

新型コロナ関連の施策について、議題1の事業計画の枠組みでいくと、8番目の「感染症患者等の人権尊重」という枠組みの最後に組み込んであるかと思っています。

いずれの人権問題も、カテゴリ分けをすることが難しく、複数の問題にわたるというものが多いと思います。新型コロナの感染について、例えば、「どこの誰がかかったらしい」といった情報をインターネット上で流布するというケースは、高度情報化社会における人権問題にも関わってくるので、新型コロナ関連は、非常に多岐にわたる人権侵害の問題を包摂していると思います。

事業のカテゴリ分けとしては、15番の「複数課題に関連する事業」ではなくて、8番の「感染症患者等の人権尊重」の部分に組み込んで、展開していくのでしょうか。

○山村室長（共生社会推進室）

こちら也非常に重要な御指摘でございます。新型コロナについては、現在が一番関連性の高い、「感染症患者等の人権尊重」に含めていますが、今回、事業計画において重要課題として個別に切り出し、総合的に取り組んでいくことを考えております。

○松波委員

改善事業の4番「障害者の就労支援対策（重度障害者等就労支援特別事業）」は、非常に重要で貴重な取組だと思います。

重度障害のある方で、パソコン等で十分に業務をこなせるが、トイレなどの際は支援が必要という方がおり、そこがハードルとなって就労の道が閉ざされてしまいます。大学等で学んだが、その能力をいかせる機会がないといった状況が続いていた中で、こういった制度が具体化することは、そういった方々にとって、非常にプラスになると思います。

また、このコロナ禍でリモートワークが普及したのは、障害のある方にとっては、プラス面はある一方、「障害のある方は、通勤・通学が大変だから、リモートで仕事をすればよい、あるいはリモートで授業を受けたらよいのではないか」という声も聞こえてきていますが、一律に扱うことは問題だと思います。学ぶにしても、働くにしても、必要なときにリモートで対応しながら、支援があれば、同じ場で共に顔を合わせながら力を発揮できるという環境が当たり前のものになるために、こういった制度を少しずつでも定着させていくことは非常に大事だと思います。

こういった情報は、障害のある当事者、企業、大学等にも積極的に周知していただきたいと思います。

○岡田課長（共生社会推進室）

重度障害者等就労支援特別事業について、少し補足で説明いたします。本事業の主な支援対象者は、重度訪問介護、行動援護、同行援護等いわゆる障害福祉サービスを受けておられる方で、民間企業で雇用されている方、あるいは自営業の方を想定しております。

対象となる方が、通勤や移動の際に介護が必要な場合、職場で喀痰吸引^{かくたん}を定期的に行う場合、体位を時間ごとに変える場合などの介護が対象になるというものです。

○中村委員

7 番の 15 ページ「安心して働ける職場づくり」で、3 大ハラスメントとして「パワーハラスメント、セクハラ、マタハラ」について、記載されていますが、このコロナ禍において、カスハラ（カスタマーハラスメント）というものが増えています。

巣ごもりの現象や、不況の深刻化などによりストレスを感じておられる方が多くなっており、店員に対するクレームも増大し、従業員が精神疾患を発症したり、思い悩んで離職をしたりするケースが増加しています。

コロナ禍の 1～2 年で一気に増加したハラスメントの一つだというように思いますので、そういった部分も追記いただければと思います。

○原部長（共生社会推進室）

カスタマーハラスメントにつきましては、現在、厚生労働省が、マニュアルの作成に着手していると聞いています。

今後、その内容を見て、消費者への啓発等について対応を検討していく必要があると考えています。

○菅原委員

「安心して働き続けられる職場づくり」について、このコロナ禍で失業者もさることながら、休業者も増えており、雇用の安定のための支援というの、必要かと思います。

○岡田課長（共生社会推進室）

いわゆる労働行政については、国や府、京都市でも担当の部局が取り組んでいるところです。

人権の観点からいくと、例えば、女性がこのコロナ禍で課題を抱えている場合、「京都市男女共同参画計画」に基づき、女性問題として取り組んでいく必要があります。先ほどの話もありましたが、新型コロナに起因して複合的な課題を抱えている方については、総合的に取り組んでいく必要があると思います。

○岩井委員

子どもと高齢者にまたがるのかもしれませんが、相談現場にいと、最近、祖父母の方々の子育てが非常に増えています。ただ、子育てにおいて、体力面に不安がある方、子育てに関わる情報が得られない方等への支援が必要であると考えています。

高齢者施策について、認知症の方に対する支援や居場所づくりは、もちろん

重要なことですが、子育ての部分で動いておられる高齢者にも届くような取組にも目を向けていただければと思います。

それから、もう1点、携帯電話やスマートフォン、インターネット等の支援等に対する取組についてです。子どもたちには、学校の授業などを通じて、その危険性や依存性などが浸透してきていると思います。一方で、保護者の方は、生まれたときからオンラインなどの環境があった世代と比べると、仕組み自体の理解に差があります。危険性を知らせることも大事ですが、何をどうしたらそうなるのかといった、仕組みなども含めて、保護者の方に知らせていただければと思います。

また、一言でゲームと言いましても、オンライン機能が付くと、そこから情報^{ろうえい}が漏洩するといったこともありますので、そういったもう少し踏み込んだ危険回避の仕方も御検討いただければと思います。

○岡田課長（共生社会推進室）

確かに、スマホなどに関しては、子どもの方が詳しくったりします。委員御指摘のとおり、場合によっては、情報が漏れ、犯罪の被害に遭うということもございます。そのため、どこまで制限をかければいいのかなど、まずは大人、保護者に理解していただくということが非常に重要だと思っております。

また、祖父母による子育てについても、情報不足から困難に直面することがないように、今回いただきました御意見は、担当部局と共有し、できることを検討してまいります。

○薬師寺座長

他の点で、何かございませんでしょうか。

それでは、続いて議題2「L G B T等性的少数者の人権尊重の取組」について御説明をお願いします。

（2）L G B Tの等性的少数者の人権尊重の取組について

○岡田課長（共生社会推進室）

（資料2-1，2-2，2-3に基づき，説明）

○辻委員

パートナーシップ宣誓制度について、今後さらに多くの方に利用していただけるようにしようと思うと、やはり「利便性」について、宣誓することでどう

いった便利なのがあるのかを広めていく必要があると思います。このアンケートを通じて、どういう場面で使いたいとか、パートナーとの関係でどういう場面で困ることがあって、こういうことに使えたらいいと思っておられるのかなどニーズを聞いていただくことは、すごく大切だと思います。

アンケートにある病院、住宅関連については、事業者団体を通じて、周知しやすいと思います。

理解促進を進めるためにどのようなことを考えておられるのか、どういう場面でパートナーシップ宣誓制度のカードを使えたらいいと望んでおられるのか、把握していることがあれば教えていただきたいと思います。

○岡田課長（共生社会推進室）

宣誓をいただいた方々にアンケートをしますと、パートナー、あるいは自分が、事故や急病などで、救急車で運ばれた時の連絡について、心配されている方が多いです。法律婚をしていれば、緊急連絡先として、「夫又は妻」と言えます。こういった時に、受領証があれば、「宣誓をしているパートナーがいます」ということを伝えられるので、安心するとおっしゃられる方は、多いです。そのため、本市の受領証及び受領証カードには、その裏面に緊急連絡先を書けるように欄を設けています。

また、病院に搬送された後に、親族でないと面会できない、あるいは手術をするときに親族でないと同意人になれないという場合もあると聞きますが、受領証カードは、二人の関係性を示す際に活用いただけます。

住宅に関しては、同性カップルが入居を断られるケースもあると聞いており、担当部局とも連携し、不動産業界団体を通じて周知啓発に取り組んでいるところです。

その他にも、民間において、スマホ・携帯の家族割に、パートナーを認めている例もございます。

そういった利便性も大事ですが、このパートナーシップ宣誓制度で宣誓をした方が、自分たちの思いを、公の機関にしっかりと受け止めてもらい、二人の関係性を認めてもらえたことで、安心できるという、心の面でのことをおっしゃる方が、一番多いです。

なお、この4月からは京都市職員の休暇制度についても、宣誓をされた方を含めパートナーシップを形成している方も、親族同様に取り扱うようになります。例えば結婚休暇、服喪休暇、介護休暇などについて、配偶者間だけだったものが、パートナーの方にもその取得が認められるよう見直しが行われます。

こういった取組が、民間の事業者にも広がるよう、引き続き市が率先して取り組んでいく必要があると考えています。

○玉置委員

この課題・テーマについては、今後、さらに大きな、長期的な議論になっていくのだと思います。パートナーシップ宣誓制度については、京都市としても、一歩ずつできることから実施していこうという方向性でお聞きしまして、本当にありがたいと思っています。

今後、パートナーシップ宣誓制度が、婚姻と同等の効果を生む施策として、休暇以外にも、どのようなことが可能となるのかということについては、研究の余地があるのかと思っています。

それから、このLGBT等の課題につきましては、婚姻やパートナーシップなどに行き着かない、いわゆる単身者の悩みというのは非常に大きいものがあると感じています。

その中でも、喫緊の課題としては、高齢化です。先ほど医療の話が出ましたが、医療以外にも福祉サービスの利用を必要とする方が、当然出てきています。

今の福祉サービスでは、いわゆる男性、女性という区分しかない中で、戸籍上の性別で決められることから、当事者の方々が非常に生活のしづらさを感じておられます。福祉サービスの利用においても、受け入れ側、医療や福祉施設などには、今のところ理解がないという部分も見受けられますので、こういった啓発の問題については、もっと裾野を広げていかなければいけないと思います。その時々ライフステージで抱える課題というのは変化していきますので、一つの課題であっても、それぞれの各局、各部課が考えていかなければいけないような情勢になってきているのだと思います。

やはり次期見直しの時には、一つの課題に対して、それぞれの関係課が自分のところの課題として何が捉えられるのかという議論をしっかりとクロスさせていくということが、よりわかりやすい計画づくりになるのではないかと感じています。

○辻委員

携帯電話の家族割を適用してくれる会社があるということですが、契約する時に、宣誓をしている方は、この受領証をその携帯電話会社の窓口で示すことになるのかと思いますが、今後、さらに適用してくれる民間企業が増えていくと、ますます暮らしやすくなると思いますし、制度の意味が出てくると思います。

この宣誓書というのは、1回しかもらえないのか、あるいは住民票のように再発行してもらえるようなものなのか、その辺はどうなっているのでしょうか。

○岡田課長（共生社会推進室）

携帯電話会社で家族割を利用される場合、会社によって手続等は違いますが、確認材料の一つとしてパートナーシップ宣誓書受領証を使っていただければと思います。

再発行につきましては、戸籍とか住民票ですと区役所で証明を出しますが、このパートナーシップ宣誓制度につきましては、共生社会推進室、我々が窓口になっています。受領証の発行も、共生社会推進室が行うことになりますので、例えば受領証を紛失されたということであれば、私どもに紛失届をいただいて、再発行させていただくこととなります。なお、期限はございませんので、ずっとお使いいただけます。

○辻委員

この制度がより便利なものになって、有効なものになればなっていくほど、この証明書を使いたいという場面があちこちで出てくるのだろーと思いますので、証明書を希望される方がいれば、随時発行できるようなことも御検討いただければと思います。

○岡田課長（共生社会推進室）

古くなって毀損しているなど、様々なケースがあると思いますので、しっかりと検討してまいります。

○山村室長（共生社会推進室）

玉置委員からは、大局的な質問をいただきました。L G B T等性的少数者の方々に対する人権については、非常に理解が広まってきて、今まで見えなかった課題もよく見えてきたというのも事実だと思います。

我々も、職員ハンドブック等で、窓口での対応等も含めて、例えばアウティングにつながる可能性があることなどをしっかり理解してやっていかなければならない。また、特にコロナ禍でのL G B T等の方々は、経済的困窮以外にも様々な困難を抱えられているというのも非常にクローズアップされています。我々も、相談機関や窓口において、そういったことを理解して対応していくのが基本だと思います。

もう一つ、家庭、地域、学校、企業、様々なところでの、様々な課題等により広く、対応することが必要になってくると思います。皆様と意見交換・情報交換をしながら進めていくことが重要だと思っています。

○菅原委員

当事者団体から当事者の方が講師として講演をするということになっていま

す。講演をすることによって気付きなどもあると思います。これからは、団体と関係部局の間で情報をシェアするような、連携するような場が必要じゃないかと思います。当事者団体は、小さな団体が多いので、まとまってこのようにしたいという意見・提言をなされる時が来たように感じています。

私も障害者の子どもを持つ親として、障害者の運動もそのようにしてだんだんと大きくなっていきました。L G B Tの運動も同様に支えていけば、L G B Tの方々への理解も広がっていくのではないかなと思いますし、施策も広がっていくと思います。

また、パートナーシップ宣誓制度について、受領証があれば「公的機関の証明などに使えるようになる」と思い込んでいましたが、パートナーの方が病気などにより、介護が必要になった時に、パートナーの親や親族の方がいろいろと勝手に決めてしまって、パートナーの方が面会もできない、保険金なども受取りできないというような話もお聞きします。

公的機関の証明としては無理かもしれませんが、配偶者と同じような扱いがなされるようになれば、もっと広がると思います。

○岡田課長（共生社会推進室）

1点目の支援団体との交流につきましては、こういった当事者のニーズを把握する、あるいは当事者のお気持ちをしっかりと受け止めるためにも、様々な支援団体や当事者の方と意見交換をするというのは重要であると思っています。

昨年度は、コミュニティスペースの試行実施のほか、必要に応じて、当事者支援団体の方々との意見交換も進めてきていますが、来年度も、民間の取組の拡大の支援と、当事者支援団体と協働した啓発の取組の推進などを予定しています。こういった当事者支援団体、当事者の方としっかりと意見交換をした上で、何を求められておられるのかということ把握して取組を進めてまいります。

もう1点、パートナーシップ宣誓制度につきましては、委員がおっしゃいますように、法的効果はありませんが、民間の保険会社などによれば、パートナーシップ宣誓をした方も含め同性パートナーの方についても生命保険の受取人になれますというような生命保険も、一部出てきていると聞いています。民間でも支援が広がっていくよう、取り組んでまいります。

○藤木委員

基本的なことを伺います。今、パートナーシップ宣誓制度に55組が登録されているということですが、この数字をどう評価されているのかということと、この制度に対してクレームなどが市民の方からあったのかどうかを伺いたいと

思います。

○山村室長（共生社会推進室）

パートナーシップ宣誓制度が令和2年9月から始まって6か月間で55組です。これは全体の75都市の中でも上位にあると思いますので、それだけの潜在的なニーズがあったと感じており、また、理解も広がってきていると感じています。

クレームといたしましては、1～2件しか、我々のところには届きませんでした。この制度に関しては社会的な流れもあるのですが、受け入れられていると理解しています。

○薬師寺座長

その他に何か、この点についてございませんでしょうか。

最近も同性婚に関する判決が出され、おそらくこれからは立法の問題を問うていくのかなという感じがします。

先ほど近隣との都市間連携ということが話されました。現時点で、75自治体がパートナーシップ宣誓制度を設けているとのことでしたが、自治体間で宣誓要件などに差異はあると思いますが、このように自治体の数が今後も増えていくとすれば、自治体間でパートナーシップ宣誓制度の連携ということが課題になってくるだろうと思います。そういう点での動きはあるのでしょうか。

○岡田課長（共生社会推進室）

パートナーシップ宣誓を行っている自治体間での取組でございます。先ほど御紹介をさせていただきましたように、現在は、パートナーシップ宣誓をされたカップルが引越しをされたときに、二重に、転出元で手続きをして、さらに新しい住居地でも手続きをすることになります。それを簡略化するための連携を行おうというのが1点でございます。

また、75自治体で進んでおりますけれども、今後さらに増えていくと思われます。このパートナーシップ宣誓制度自体の対象者が、自治体ごとで若干違いがあります。例えば京都市では、どちらか一方が京都市民の方であれば対象になりますが、双方が市民でないとだめだというところや、あるいは性的少数者のカップル以外にも事実婚のカップルも含めて生きづらさを持っておられるので、事実婚関係にあるカップルについても対象にされている自治体などもあります。パートナーシップ宣誓制度自体が広がっていく中で、自治体ごとで少しずつ違いがあるというのが、課題になるのかなと思っているところでございます。

○薬師寺座長

おそらく広域の問題になっていくと思うので、定期協議とか、そこまではいなくてもお互いの情報を交換するなど、そういうことは考えられていないのでしょうか。

○岡田課長（共生社会推進室）

全国で20政令市がございますけれども、政令市の中ではパートナーシップ宣誓制度に類する取組は、16市が導入しております。その政令市の中でパートナーシップ宣誓制度の要件の違いであるとか、そういったところの研究会というのを設けまして、制度研究については検討、研究を進めているところでございます。

○薬師寺座長

その他はいかがでしょうか。

それでは、この点に関して他の質問がないようでしたら、続いて議題3、新型コロナウイルスに関する人権尊重の取組について説明をお願いしたいと思います。

（3）新型コロナウイルス感染症に関する人権尊重の取組について

○岡田課長（共生社会推進室）

（資料3に基づき、説明）

添付のチラシについて、自分ごととして、市民の方々にもコロナ偏見差別を考えていただくために、松波委員にお願いしてセルフチェックをつくっていただきました。具体的にどういった思いで作っていただいたのかを御披露いただければと思いますがいかがでしょうか。

○松波委員

世界人権問題研究センターの事務局からお話を聞いて、やはり、この誹謗中傷の問題が膨らんでしまい、病気が怖いのか、かかることによって社会的にどんな差別を受けるか分からないのが怖いのか、その辺りの区別も付かずに「怖い」と感じ、その感情がさらに感染者を突き止めようとしたりする行動に向かっていると感じてきました。

中でも、京都の大学でクラスターが発生したときの学生や関係者への誹謗中傷は本当にひどいものがありました。例えば、その学生だというだけでアルバイトを断られたり、ある場所に出入りするのをやめてくれと言われるなどどんどん、どんどん拡大していくので、何が感染予防の行動なのかということをはっきりさせないといけないと思いました。漠然と「差別はいけない」というのではなくて、どういう行動を避けて、どういうことはしていいのかというような切り分けができないまま、一種のパニックになっているということを何とか説明したいと考えたものです。

私自身、障害のある方のお宅のヘルパーをしているので、自分が感染して、移してしまったらと思うとすごく怖いです。感染したくないという気持ちは強いのですが、漠然と恐れるのではなく、こういうタイミングで手洗いは必ずする、会話のときには必ずマスクをつける、仮に2人で距離を空けてご飯を食べるとしても、食べ終わったら必ずマスクをしてから話すなど、そういうことを具体的に納得して、「ああ、これをしていけばいいんだな」という思いがあります。

ですので、具体策をきっちりお知らせしつつ、差別はしないということは十分両立するはずだと思っています。そういう思いからこの内容にしました。

例えば保育園に通っている看護師のお子さんがある場合、「その子を預かるのは不安だ」という保護者の声があると聞きましたが、漠然と不安だから保育園に預からないでというのでは、医療崩壊にもつながります。

医療従事者はしっかり知識があって、気を付けて暮らしているのだということこそを信頼して、医療従事者の子どもだから預からないとか、そういうことはしないというようにしていかなければいけないです。

「100パーセント感染していないと言えるのか」といったら、私たちだって、誰だって同じことです。リスクがもしかしたら少し多いとしても、それによって差別を正当化することはあってはならない。冷静な認識、行動ができるようにと思って作成させていただきました。

○玉置委員

非常に趣旨もよく伝わってきますので、いろんなところで、これが問題になっていますから、みんな「なんとかしないといけない」という思いで対応していると思うのです。もう皆さん御承知のことだと思いますけれども、去年の秋、内閣府でもコロナ差別に関するワーキングチームが、中間とりまとめをしました。その中の一つに、「リスクコミュニケーション」という言葉が出てきます。これは、感染しているかもしれない相手がそこにいるかもしれない。でもそういうリスクの対象者と、あるいは向き合う人と、そこが地域社会、近隣社会に

においても、あるいは家庭においても、職場においても、先ほどのシトラスリボンのように、その様々な場面ごとにきちんと関係者間での対話・リスクコミュニケーションを図っていかないといけない、というようなことです。また、実は行政の役割が大切だという一言も書かれています。やはりリスクコミュニケーションという考え方をどのように具体化したらいいのかなど、前向きな提案がどんどん出てくると非常に嬉しいと思っています。

○藤木委員

人権侵害の実態についてさまざま聞くのですが、私は今、取材の現場にいませんので全部、間接話法なんです。それが一体どれぐらいの程度の内容で、どれぐらいの数があって、そしてそれがこの1年間にどう変化してきたのかなど、その辺りを客観的に市民に知らせる必要があると思います。大変だ、大変だというのではなく、やはり、相談件数ですとか、市がつかまれているものがあれば、積極的にこういう動きだということをオープンにし、市民の判断に委ねていく。やはり、情報は知った上で、それをどう理性的に判断するかというのが大原則だと思うのです。

○山村室長（共生社会推進室）

京都市の各部署に直接、人権侵害ということで、こういう例があったという相談というのは、あまりありませんでした。保健福祉局で当初設置されていた「帰国者・接触者相談センター」では、松波委員のおっしゃったような話があったと聞いております。

当室では、そういった相談対応事例があれば、集約し、共有できるようにしています。

それから人権侵害となりますと法務局の人権相談に寄せられているデータが非常に大事だと思います。ただ、秘匿情報でもございますので、法務局とも相談しながら、いわゆる人権侵害に至るような事例として、共有ができましたら、我々も啓発の時に、いかしてまいりたいと思っていますところでございます。

○薬師寺座長

確かにプライバシーの問題もあるし、なかなか難しい問題も抱えていると思います。まだまだ新型コロナ終息というわけにはいかない状況で、長期戦になると思います。人権侵害というものを、啓発によって少しでも京都市民の方が人権について考えてもらえるようになっていければと思います。

○岩井委員

人権侵害の少し手前のところまでの動きというのは、私も仕事上、耳にしております。京都市では学校名は公表しない小中学校について感染者が出たかどうかということについて報道されると、どこの学校なんだとか、誰なんだとか、ものすごく問合せ・動きが甚だしくありました。個人情報ですよとか、そういうことは言えないですよと非常に毅然として訴えられておられた場面を何度も見えています。

やはり、そういうふうに「誰なんだ」「どこの学校なんだ」と言っている方々のお気持ちというのは、感染不安がある中で、何とかしようというお気持ちが元にあつての行動ではないかと思います。なので、その方に「あなたのやっていることはおかしいですよ」ということは、言いにくい部分もあります。問い合わせている当事者は、自分が間違った行動をしているとはまったく思っていないのですね。

それを指摘するというのは非常に難しく、私もハラスメント相談を毎日していますけれども、加害者といわれる方に、「あなたのしていることはよくないですよ」というのがなかなか伝わらないことがあります。

ですから、そういう妄信的に何かをされている方に気付いてもらうという部分では、やはりある程度、間接的な機能というか、そういうものが非常に大事と思っています。なので、このセルフチェックは非常にいいなと思っていて、たくさんの方の目に触れてもらって、「そういうことがあるんだ」というように、間接的に知ってもらうこと。先ほど行政の役割とおっしゃいましたけれども、そういった部分でやはり線引きを社会がしておくということが気付きの第一歩になるのかなと思います。

人に言われたことで、やはりその方が同調しないように、その波を止めるといいですか、そういった市民の方が増えるようにしていただければと思います。

またセルフチェックは、1年を超えてきてまた状態が変わっていますので、更新などをしていただけるとありがたいなと思います。

○菅原委員

ワクチン接種の案内の際に、このチラシの内容も伝えられたら、普段、役所に行かないような人も目にするのではないかと思います。検討をお願いします。

○薬師寺座長

ここで今まで三つの議題、その他も含めて、本日を振り返って他に何かがありましたら、お願いします。

○辻委員

報道によると昨年、自殺者数がすごく増えて、特に女性の自殺者が増えたというようなことを聞きました。実態として本当にそれが正しいのかどうか分からないのですが、京都市では「京都市きょう　こころ　ほっとでんわ」という、自殺防止のための相談の窓口を設けておられるのですが、相談件数が増えたり、相談の傾向が変わったりとか、どういう人が相談してくるかとか、何か把握されていることがあれば教えていただければと思います。

○山村室長（共生社会推進室）

おっしゃるとおり、自殺の問題が非常にクローズアップされているということで、体制を年度途中から拡充して取り組んだということがございます。相談件数などについては、改めて御報告をさせていただきたいと思います。

○薬師寺座長

それでは、本日は大変貴重な御意見、それから御質問を頂戴し、ありがとうございました。限られた時間でしたけれども、どの議案についても多くの御意見をいただきました。

○山村室長（共生社会推進室）

本日は、皆様から、様々な視点から大変貴重な御意見をいただきました。

L G B T等の方々、新型コロナに関わる人権問題は、ベーシックなことを改めて考えなければいけないと思っております。

7月の懇話会では、今回の御指摘を踏まえた御報告をさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。